

令和8年度 看護学生修学資金貸与生募集要項 (修学資金貸付制度の概要)

1. 目的

保健師、助産師、看護師または准看護師（以下「看護職員」という。）を養成する学校又は養成所（以下「養成施設」という。）に在学する看護学生に学資を貸与し、看護学生の修学を容易にすることにより、江津市における看護職員の確保及び質の向上を図ることを目的としています。

2. 応募資格

保健師助産師看護師法の規定に基づき文部科学大臣又は厚生労働大臣が指定した、学校・看護師養成所・准看護師養成所・保健師養成所・助産師養成所に在学している看護学生のうち、卒業又は修士課程修了後に、看護職員として江津市内の病院又は診療所で所定の期間勤務する意思のある者。

3. 募集人数

若干名（予算の範囲内）

4. 修学資金の貸与額と交付の方法

(1) 貸与額

月額 **17,000**円

(2) 交付方法

1年分を各学年始めに交付します。

5. 貸与期間

貸与を決定した日の属する月から貸与を受けた看護学生が在学する養成施設の正規の修学期間が終了する日の属する月までとします。

なお、令和8年度に新たに貸与決定した者の貸与開始時期は、令和8年4月とします。

6. 貸与金の返還の免除

貸与を受けた者が、養成施設を卒業した日から1年以内に看護職員の免許を取得し、かつ、直ちに江津市内の病院又は診療所において引き続き5年間看護職員の業務に従事したときは、全額を免除します。

7. 返還の猶予

- (1) 養成施設を卒業した後、さらに他の養成施設において修学しているとき。
- (2) 江津市内の病院又は診療所において看護職員の業務に従事しているとき。
- (3) 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき。

8. 返還

(1) 返還事由

次の事由に該当するに至ったときは、修学資金は返還となります。

- ① 退学等により修学資金の貸与の決定が取消されたとき。
- ② 養成所を卒業した日から1年以内に免許を取得しなかったとき。
- ③ 免許を取得した後に、疾病等やむを得ない事由がある場合を除き、直ちに江津市内の病院又は診療所で看護職員の業務に従事しなかったとき。

(2) 返還の方法

修学資金の返還は、貸与期間に相当する期間内に年賦、半年賦、月賦による均等返還です。ただし、繰上返還をすることもできます。

9. 貸与の申請

修学資金の貸与を受けようとする者は、「江津市看護学生修学資金貸与申請書（様式第1号）」に次の書類を添え、その在学する養成施設の長を経由して、江津市健康医療対策課に申請して下さい。

- (1) 本人及び同一生計家族（収入が有る者）の市町村長の発行する所得証明
・令和6年中の所得を証明するもの（＝令和7年度所得課税証明書）
- (2) 養成施設の長の推薦書（別紙）
- (3) 連帯保証人の印鑑証明書
- (4) 在学証明書（任意様式）

10. 連帯保証人

独立の生計を営む身元確実な成年者1名

11. 貸与申請書受付期間

令和8年3月2日（月）～令和8年4月30日（木）必着

12. 被貸与者の決定

健康医療対策課において、家計等を考慮し選考を行い、適格性の高い者から被貸与者を決定し、本人に通知します。

なお、被貸与者とならなかった者に対しても、その旨通知します。

13. 提出先・照会先

〒695-8501

江津市江津町1016番地4 江津市健康医療対策課

TEL：0855-52-7935（直通）

FAX：0855-52-4512